

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
大学院生研究
2013年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院 法学研究科 法学政治学専攻		
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	法学研究科法学政治学専攻博士課程 後期課程1年	乙幡翔太郎 印	
指導教員	所属・職名	氏名	
	法学部・教授	川崎修 印	
自然・人文・社会の別	自然 ・ 人文 ・ <input type="checkbox"/> 社会	個人・共同の別	<input type="checkbox"/> 個人 ・ 共同 名
研究課題名	エドモンド・バークにおけるインド問題—なぜインドに「法の支配」を見出したのか—		
研究組織	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
研究期間	2013 年度		
研究経費	(支出金額) 200千円 / (採択金額) 200千円		

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は 18 世紀後期の思想家、政治家であるエドモンド・バーク (Edmund Burke, 1729-1797) と高等法院判事で東インド会社と深い関わりをもつ言語学者ウィリアム・ジョーンズ (William Jones, 1746-1794) のインド論を比較することで、当時のイギリスにおけるインドをめぐる言説の特徴を浮かびあがらせることにある。そして、東インド会社をめぐる利害や諸国間の植民地獲得競争のみには還元できない、インドをめぐる言説の政治思想における意義を探る。そのさい注目するのは、当時のインドを統治していたムガル帝国の法慣習をめぐる評価である。バークはインドの法慣習を「法の支配」だとして正当化し、ジョーンズは「法の制約下にある専制」であると正当化する。どちらもインドの法慣習を高く評価するわけであるが、「専制」の意味をめぐる思想内在的な対立が存在していたのである。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[エドモンド・バーク] [ウィリアム・ジョーンズ] [インド問題]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、まだ研究途上にあるものであり、当初の計画における第 1 章にあたるものである。そのため、研究成果としては、法学研究科開講科目、総合演習で発表させていただいた「エドモンド・バークのインド論—「オリエンタリズム」の時代の中で—」が本研究全体の中間発表、今年度の研究の成果とすべきものである。

当初の研究計画においては、エドモンド・バークがなぜインドを理想的な身分社会と認識したのか、そしてそのことは 18 世紀思想史の文脈でどのような意味を持つのかをテーマに研究を進めてきた。このテーマは単年度にてなんらかの成果を出すにはあまりに広範なテーマであり、継続した研究が求められるものである。しかし、本年度において到達しえた部分については、総合演習の場で、各先生方の前で発表させていただいた。そのため、以下の部分で、この総合演習のさいに発表した内容の要約を示すことで、今年度進めた研究の成果報告としたい。

2013 年 10 月に総合演習において研究の途中成果を発表させていただいた。本研究の全体の目的は 18 世紀末ブリテンにおけるインドをめぐる言説内部において、エドモンド・バークがどこに位置しているかを見ることである。この目的を達成するために、「オリエンタリスト」と呼ばれる、インドについて熱心に語った知識人たちとの比較をまず行う必要に迫られた。その中でも特に論争の激しい、インドの法慣習は専制的であったか否か、という点について焦点を絞り、オリエンタリストの代表格ウィリアム・ジョーンズとの対立の中から、当時のインド統治論争におけるバークの位置を探っていった。その結果、暫定的ではあるが以下のような結論が得られた。

先行研究においてはバークとウィリアム・ジョーンズの類似点、つまり両者ともインドの法慣習に深い愛着をもって、土着の法に則って統治を行うべきだと主張したことを強調するものが目立っていた。両者はインドがどのようにイギリスによって統治されるべきかについて、激しく対立してはいるが、それはバークが東インド会社を規制する側に、ジョーンズが東インド会社側にいたからだという。つまり、両者の対立は政治的立場の違いや現実主義と理想主義の違いという具合に片づけられていた。しかし、両者の対立には政治的立場などの外面的な対立ではなく、より思想内在的な対立が存在していたのではないか。この対立は「専制」(despotism)を巡る概念的な対立の中に読み解くことができるはずだ。バークは「専制は法と永遠と対立する」と述べ、ジョーンズは「法の制約下における専制」がインドにおいてありうると主張する。この「専制」を巡る対立は当時の政治状況、政治的立場に還元して考えることはできず、西洋政治思想史における「専制」を巡る議論のなかに位置づけ直すべき対立なのだ。バークはインドの独自さを認めつつも、その独自さはあくまでヨーロッパで通用する範囲内でのみ理解されるべきで、「専制」を統治原理とする、などというブリテンの自由を崩壊させるような考えを強力に否定しようとしたのである。つまり、バークの「インドの専制」に関する考えは、土着のそれぞれの慣習や法制度を尊重する、ある種相対主義的な態度を見せながらも、その内実はブリテンの自由の擁護という目的において収斂させることが可能なのではないだろうか。以上が研究成果の概要である。

研究成果の概要 つづき

以下では本研究の独自性について述べていく。

第一に本研究は、政治史的な関心をもたれてきたインド統治論争を、政治思想的な文脈において再評価するという点で、先行研究を引き継ぎつつも問題関心において独自の視角を有するものである。特にエドマンド・バークとウィリアム・ジョーンズの対立は、もっぱら政治的対立としてのみ評価されてきたが、両者が使う個々の概念の意味するところを見ていくことで、当時の政治史の文脈では語りつくせない、新たな視点をバーク研究および帝国研究に与えるものである。

第二に、そもそもエドマンド・バークとウィリアム・ジョーンズの間には思想的な対立を読み込む研究自体が少ない。そのため、本研究は当時のインド統治に関する議論がどのような論点において行われてきたかを示すことができ、そのことにより植民地統治初期の段階におけるインド統治論と 19 世紀以降のインド統治論の相違についても一定程度の寄与をなしうる。19 世紀初頭、インドの植民地化がほぼ完成されていく中で、インドは野蛮で啓蒙が必要な未開社会として評価されるようになる。しかし、それ以前の 18 世紀後半においては、このような「インド野蛮論」とは位相を異にする視点があったのである。植民地支配を正当化する言説の変遷を追う上でも本研究は、いままで植民地支配正当化の文脈ではあまり触れられてこなかったバークとジョーンズを扱うという点において独自性を有するのである。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)